

本特約は、平成 26 年 10 月 31 日申込分をもちまして取扱いを停止致しました。
平成 26 年 11 月 1 日以降のお申込みには、適用されません。

利息キャッシュバック特約

第 1 条 (目的)

本特約は、住信 SBI ネット銀行株式会社（以下「当社」といいます）とカードローン契約（当社「カードローン規定」による当座貸越取引に関する契約をいいます）を締結して借り入れを行ったお客さまのうち、当社所定の条件を満たすお客さまに対して、本特約第 3 条に定める内容でキャッシュバックすること（以下「利息キャッシュバック」といいます）に関し、その諸条件を定めることを目的とします。

第 2 条 (適用条件)

本特約は、以下の条件を全て満たすお客さまに対して適用されます。

- (1) カードローン契約の締結日の属する月の翌々月末日までに、最初の借り入れ（以下「初回借り入れ」といいます）を行っていること
- (2) 初回借り入れ以前に、当社からカードローン契約に基づく借り入れを行ったことがないこと
- (3) 初回借り入れ以前に、カードローン契約を解約したことがないこと
- (4) 初回借り入れを行った日の属する月の翌々月の約定返済日において、カードローン契約が有効に存続していること
- (5) 利息キャッシュバック日（第 3 条第 2 項に規定します）において、当社代表口座を保有していること
- (6) 利息キャッシュバック日までの間に、約定返済の遅延その他カードローン契約に違反した事実がないこと
- (7) 利息キャッシュバック日までの間に、当社の定める各種規定（銀行取引規定その他当社が定める一切の規定、規則等をいいます）に違反した事実がないこと
- (8) 利息キャッシュバック日までの間に、カードローン契約その他当社の定める各種

規定に基づき期限の利益を喪失していないこと

(9) 本特約による利息キャッシュバックを、過去に受けたことがないこと

(10) 前各号のほか、当社が定める適用条件を満たすこと

第3条（利息キャッシュバックの内容と時期）

1. 当社は、本特約が適用されるお客さまが初回借り入れを行った日（以下「初回借入日」といいます）から、初回借入日の属する月の翌々月の約定返済日までの間（以下「対象期間」といいます）に、当社が現実に受領した当座貸越取引にかかる利息に相当する額を、お客さまの代表口座に振込む方法によりキャッシュバックします。なお、「当座貸越取引にかかる利息」とは、WEB サイトにおいて当社所定の操作で閲覧できるカードローンの取引履歴にて、対象期間に「利息」と表示される金額の合計額をいいます。
2. 前項のキャッシュバックは、初回借入日の属する月の翌々月の 15 日から月末までの間の当社所定の日（「利息キャッシュバック日」といいます）に行うものとします。

第4条（規定外事項）

本特約に定めのない事項については、銀行取引規定、カードローン規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイトへの掲示により告知します。

第5条（その他）

当社は、本特約の内容を変更し、または適用を中止する場合があります。その場合、当社はその旨を当社 WEB サイトへの掲示により告知します。

以上